### 平成 29 年度 総合評価方式 (建設工事) の一部改正について

平成 29 年 10 月

会津若松市総務部契約検査課

### 1 評価基準日について

評価基準における基準日については、これまで開札予定日としてきましたが、申請書提 出後に実績等の追加や変更が生じることのないようにする観点から、入札公告日を基本と します。

改正後	現行
▼評価項目及び評価基準	▼評価項目及び評価基準
上記工事に関する評価項目及び基準は以下	上記工事に関する評価項目及び基準は以下
のとおりとし、加算点の最高点は20点とする。	のとおりとし、加算点の最高点は20点とする。
なお、評価基準における基準日は <u>入札公告</u>	なお、評価基準における基準日は <b>開札予定</b>
日を基本とするが、年度の実績で評価する項	<u>日とする。</u>
目もあるため、技術評価点申請書等の作成に	
あたっては、「総合評価方式様式関係記載留意	
事項」を確認すること。	

### 2 企業の工事成績に関する評価について

企業の技術力(実績、経験等)に関する評価について、新たな技術力を評価する観点から、加点対象とする実績を過去4年以内に限定します。

#### 改正後 現行 ▼評価項目及び評価基準 ▼評価項目及び評価基準 企業の技術力(実績、経験等)に関する評価 1 企業の技術力(実績、経験等)に関する評価 評価項目 評価基準 評価点 評価項目 評価基準 評価点 (1)工事成績 過去4年以内 (1)工事成績 **平成 19 年 3 月** 0. 15 点 0. 15 点 に会津若松市 (有(80 **1 日以降に**会 (有 (80 津若松市発注 点以上)・ 発注の同種工 点以上)・ 事において、 0.15、有 の同種工事に 0.15、有 おいて、工事成 | (70点以 工事成績が70 (70 点以 績が 70 点以上 上)・ 点以上の施工 上) • 実績がある場 の施工実績が 0.075、 0.075 無•0) ある場合 無·0)

#### ▼様式関係記載留意事項

1. 第2号様式(企業の技術力に関する調書)

項目	記載留意事項		
工事成績	1 加点対象は、 <u>過去4年以</u>		
	内に会津若松市発注の同種		
	工事 (中略) において、		
	工事成績評定が 70 点以上の		
	施工実績が対象となりま		
	す。		
	なお、該当がない場合は		
	記載不要です。		

#### ▼様式関係記載留意事項

1. 第2号様式(企業の技術力に関する調書)

項目	記載留意事項
工事成績	1 加点対象は、 <b>平成19年3</b>
	<b>月1日以降に</b> 会津若松市発
	注の同種工事 (中略) に
	おいて、工事成績評定が70
	点以上の施工実績が対象と
	なります。
	なお、該当がない場合は
	記載不要です。

### 3 企業の優良建設表彰実績に対する評価について

企業の技術力(実績、経験等)に対する評価のうち、優良建設工事表彰に係る企業の実績 について、評価する範囲を過去10年度以内(当該年度の表彰後は当該年度の表彰実績も加 える。)に限定します。

#### 改正後 現行 ▼評価項目及び評価基準 ▼評価項目及び評価基準 1 企業の技術力(実績、経験等)に関する評価 1 企業の技術力(実績、経験等)に関する評価 評価項目 評価基準 評価点 評価項目 評価基準 評価点 (2)優良建設 (2)優良建設 | 過去におい | 0.45点 工事表彰 **以内に**会津 (有**(過去5** 工事表彰 <u>て</u>会津若松 (有<u>(過去10</u> 若松市発注 年度以内の 市発注工事 **年間の実績** 工事での受 実績 での受賞実 <u>)</u>・0.45 <u>)</u> • 0.45 績がある場 有(それ以前 賞実績があ る場合 有**(過去5年** 合 <u>の実績)</u> 度より前で <u>0.225、</u>無· 10 年度以内 0) の実績 0.225、無·

#### ▼様式関係記載留意事項

1. 第2号様式(企業の技術力に関する調書)

0)

項目	記載留意事項		
優良建設工	1 加点対象は、 <b>過去 10 年</b>		
事表彰	<u><b>度以内</b></u> の会津若松市の発注		
	工事に <u>おける</u> 優良建設工事		
	表彰の受賞実績が対象とな		
	ります。		

#### ▼様式関係記載留意事項

1. 第2号様式(企業の技術力に関する調書)

項目	記載留意事項
優良建設工	1 加点対象は、 <u><b>過去</b></u> に会
事表彰	津若松市の発注工事に <u>おい</u>
	て、優良建設工事表彰の受
	賞実績が対象となります。

# 4 担い手の育成・確保について(新規)

公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、若手技術職員を雇用している事業者を評価します。具体的には、直近の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」において、加点評価された企業を評価します。

	改正後(新	規追加)	
<b>▼</b> 評価項目	及び評価基準		
1 企業の	技術力(実績、経験	(等)に関す	る評価
評価項目	評価基	準	評価点
(4) 若手技	技術 直近の経営事	項審査	) <u>. 15 点</u>
職員(3	3 <u>5</u> (若年の技術	所職員の	<u> (加点2点・</u>
歳未満)	育成及び確保	🖹 の項 🛚 🤇	) <u>. 15、加点 1</u>
の育成	<u>・</u> 目において加	<u> I点され</u> <u></u> <u></u>	<u> . 0. 075</u>
<u>確保</u>	<u>ている場合</u>	<u> </u>	<u> 加点なし・0)</u>
	記載留意事項		
1. 第2号	・様式(企業の技術	力に関する	調書)
項目		己載留意事項	 頁
若手技術	<u> 1 加点対象</u>	は、基準日	の直近の経営
員 (35歳	規模等評価結	果通知書(	総合評定値通
未満)の	育知書)の「若	年の技術者	及び技能労働
成・確保	者の育成及び	確保の状況	<u>」において加</u>
	点評価された	場合が対象	<u>となります。</u>
	※上記通知書	の記載事項	·
	• 若年技術職	員の継続的	な育成及び確
		技術職員の	35 歳未満の
	割合が 15 パー	-セント以_	<u> </u>
	・新規若年技術職員の育成及び確保		
	「該当」=35 歳未満の新規技術職員		
	の割合が 1 %		
	'	<u>_</u>	、基準日の直
			通知書(総合
	評定値通知書		

## 5 配置予定技術者の施工能力及び工事成績に関する評価について

配置予定技術者の技術力(実績、経験等)に関する評価のうち、施工能力及び工事成績に 係る評価基準について、より直近の技術力を評価する観点から過去10年以内に限定する。

改正後			現行			
▼評価項目及び	▼評価項目及び評価基準		▼評価項目及び評価基準			
2 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)			2 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)			
に関する評価		に関する評価				
評価項目	評価基準	評価点	評価項目	評価基準	評価点	
(1)施工能力	過去 10 年以内	0.3点	(1)施工能力	過去における	0.3点	
	<u>に</u> 請負金額が	( <u>有(過去</u>		請負金額が〇	( <u>有(過</u>	
	〇〇円以上の	<u>5年以内の</u>		〇円以上の同	<u>去 10 年間</u>	
	同種工事(元	<u>実績)</u> ・		種工事(元請)	<u>の実績)</u> ・	
	請) において監	0.3、		において監理	0.3、	
	理技術者、主任	<u>有(過去5</u>		技術者、主任	<u>有(それ</u>	
	技術者又は現	年より前で		技術者又は現	以前の実	
	場代理人とし	<u>10 年以内</u>		場代理人とし	<u>績)</u> ・	
	ての実績があ	の実績 ・		ての実績があ	0. 15、	
	る場合。(公共	0.15、		る場合。(公共	無・0)	
	工事に限る)	無・0)		工事に限る)		
(2)工事成績	過去 10 年以内	0.15 点	(2)工事成績	平成 19 年 3 月	0.15 点	
	<u>に</u> 会津若松市	(有(80		<u>1 日以降に</u> 会	(有 (80	
	発注の同種工	点以上)・		津若松市発注	点以上)・	
	事において、エ	0.15、有		の同種工事に	0.15、有	
	事成績が 70 点	(70 点以		おいて、工事	(70 点以	
	以上の工事経	上) •		成績が70点以	上) •	
	験(監理技術	0.075、		上の工事経験	0.075、	
	者、主任技術者	無・0)		(監理技術	無・0)	
	又は現場代理			者、主任技術		
	人としての経			者又は現場代		
	験)がある場			理人としての		
	合。			経験)がある		
				場合。		

### ▼様式関係記載留意事項

2. 第3号様式(配置予定技術者の技術力に関する調書)

項目	記載留意事項
施工能力	1 加点対象は、 <b>過去10年</b>
	<u>以内に</u> 当該工事と同種工事
	で(公共工事に限るが、当
	該工事が建築工事又は建築
	設備工事の場合は民間工事
	も含む。)指定された金額以
	上の施工実績(監理技術
	者、主任技術者又は現場代
	理人としての実績)が対象
	となります。
	なお、該当がない場合は
	記載不要です。
	また、担当技術者等での
	経験は対象外です。
工事成績	1 加点対象は、 <b>過去10年</b>
	<u>以内に</u> 会津若松市発注の同
	種工事において、工事成績
	評定が 70 点以上の施工実績
	(監理技術者、主任技術者
	又は現場代理人としての実
	績。特定JVでの実績を含
	む)が対象となります。
	なお、該当がない場合は
	記載不要です。
	また、担当技術者等での
	経験は対象外です。

### ▼様式関係記載留意事項

2. 第3号様式(配置予定技術者の技術力に関する調書)

する調書) 項目	記載留意事項
 施工能力	1 加点対象は、過去に当該
	工事と同種工事で(公共工
	事に限るが、当該工事が建
	築工事又は建築設備工事の
	場合は民間工事も含む。)指
	定された金額以上の施工実
	績(監理技術者、主任技術
	者又は現場代理人としての
	実績)が対象となります。
	なお、該当がない場合は
	記載不要です。
	また、担当技術者等での
	経験は対象外です。
工事成績	1 加点対象は、 <b>平成19年3</b>
	<b>月1日以降に</b> 会津若松市発
	注の同種工事において、工
	事成績評定が 70 点以上の施
	工実績(監理技術者、主任
	技術者又は現場代理人とし
	ての実績。特定JVでの実
	ての実績。特定JVでの実 績を含む)が対象となりま
	績を含む) が対象となりま
	績を含む)が対象となります。
	績を含む) が対象となります。 なお、該当がない場合は

### 6 配置予定技術者の実績における途中変更の取扱いについて

配置予定技術者の施工能力、工事成績、優良工事表彰に関する評価において、従事期間の途中で交代している実績の場合、交代によりわずかな期間配置された技術者の実績が、全工期、配置された技術者と同等に評価されることは不合理であるため、原則加点対象としないこととします。

改正後		現行		
▼様式関係記載留意事項		▼様式関係記載留意事項		
2. 第3号様式	2. 第3号様式 (配置予定技術者の技術力に関		(配置予定技術者の技術力に関	
する調書)		する調書)		
項目	記載留意事項	項目	記載留意事項	
施工能力	上記に該当する工事におい	施工能力	(途中交代した場合の記載	
	て、監理技術者、主任技術者		なし。)	
	又は現場代理人いずれの実			
	<b>績の場合であっても、途中</b>			
	で変更になった場合は原則			
	として加点対象になりませ			
	<u>6.</u>			
	<u>ただし、やむを得ない事</u>			
	由(死亡、病気、退職、出産、			
T-/	育児、介護等) により途中で	# <del>/</del>		
	変更となった場合は、工期			
	の2分の1以上の期間従事			
	した者に限り、実績として			
	加点対象とします。			

### 7 障がい者雇用の実績について

加点の対象となる障がい者雇用について明確にするため、記載留意事項の説明内容を改めます。

#### 改正後 現行 ▼様式関係記載留意事項 ▼様式関係記載留意事項 3. 第4号様式(企業の地域社会に対する貢献 3. 第4号様式(企業の地域社会に対する貢献 度等に関する調書) 度等に関する調書) 項目 記載留意事項 項目 記載留意事項 障がい者雇 1 法定雇用義務のある企業 障がい者雇 1 加点対象は、法定義務 用の実績 の場合 用の実績 のある企業にあっては、法 (1) 「障害者の雇用の促進 定雇用率以上の障がい者雇 等に関する法律に基づく 用がある場合、法定義務の 法定雇用義務が達成され ない企業にあっては、障が ている場合に加点の対象 い者雇用がある場合に対象 <u>となります。</u> となります。なお、「常時雇 (2) 確認のための提出書類 用する労働者(雇用保険加 は、公共職業安定所に提 入者)」として障がい者雇用 出した直近の障がい者雇 がある場合に加点の対象と な<u>ります。</u> 用状況報告書の写し(公 共職業安定所が確認済の <u>もの)とします。</u> 2 法定雇用義務のない企業 の場合 (1) 障がい者雇用(雇用保 険被保険者に限る)が1 名以上ある場合に加点の <u>対象となります。</u> (2) 確認のための提出書類 は、障がい者手帳の写し 及び雇用保険被保険者証 の写しとします。

# 8 本店等の所在地の配点について

本店等が会津若松市に所在する場合に加点される項目について、配点を見直します。

	改正後		現行			
▼評価項目及	び評価基準		▼評価項目及び評価基準			
3 企業の地	地域社会に対する貢	献度等に関す	3 企業の地域社会に対する貢献度等に			献度等に関す
る評価			る評価			
評価項目	評価基準	評価点		評価項目	評価基準	評価点
(5)本店等	会津若松市内に	0.6点		(5)本店等	会津若松市内に	0. 75 点
の所在地	本店、支店等が	(有(本店・		の所在地	本店、支店等が	(有(本店・
	所在する場合、	<u>0.6</u> 、有			所在する場合、	<u>0. 75</u> 、有
	及び本店・支店	(支店、営			及び本店・支店	(支店、営
	等の別	業所等)・			等の別	業所等)・
		<u>0. 3</u> 、				<u>0. 45</u> 、
		無・0)				無・0)

### 9 ボランティア活動の実績について

加点対象となるボランティア活動を明確にするため、評価基準及び記載留意事項を改めます。

# す。 改正後 現行

#### ▼評価項目及び評価基準

3 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(6) ボランテ	会津若松市の区	0.15 点
ィア活動	域内で過去3年	(有・0.15
	間以上継続して	無・0)
	地域の防災活動	
	への取組みや道	
	路、河川愛護活	
	動など企業とし	
	てのボランティ	
	ア活動の実績が	
	ある場合	

#### ▼評価項目及び評価基準

3 企業の地域社会に対する貢献度等に関す る評価

評価項目	評価基準	評価点
(6)ボラン	過去3年間継続し	0.15 点
ティア活	て会津若松市内	(有•
動	で、地域の防災活	0. 15
	動への取組みや道	無•
	路、河川愛護活動	0)
	など企業としての	
	ボランティア活動	
	の実績がある場合	
	の手傾かめる場合	

#### ▼様式関係記載留意事項

項目

3. 第4号様式(企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書)

記載留意事項

	,,_ ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,
ボランティ	1 過去3年間以上継続し
ア活動	<u>て</u> 、 <u>会津若松市の区域内で</u>
	防災活動への取組や道路・
	河川愛護活動、公共施設の
	建築・設備の清掃点検な
	ど、企業としてのボランテ
	ィア活動の実績がある場合
	は加点されます。
	2 過去3年間以上の継続実
	施とは、基準日から3年前
	の年度の4月1日以降に3
	年間以上継続しているボラ
	<u>ンティア活動の実績をいい</u>
	<u>ます。</u> ( <u>※例示省略)</u>

#### ▼様式関係記載留意事項

3. 第4号様式(企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書)

項目	記載留意事項
ボランテ	1 基準日より過去3年間
ィア活動	以上継続(1年間に1回以
	<u>上活動を行っていた場合</u>
	を継続とみなします。)し
	<b>て</b> 、 <b>会津若松市内で</b> 防災
	活動への取組や道路・河川
	愛護活動、公共施設の建
	築・設備の清掃点検など、
	企業としてのボランティア
	活動の実績がある場合は加
	点されます。

# 10 次世代育成支援について

福島県次世代育成企業認証制度の改正に伴い、「子育て応援中小企業認証」が平成29年3月31日をもって廃止されたことから、所要の改正を行います。

改正後				現行		
▼評価項目及	▼評価項目及び評価基準		価項目及び評価基準  ▼評価項目及び評価基準			
3 企業の地域社会に対する貢献度等に関す			3 企業の地	也域社会に対する貢	献度等に関す	
る評価				る評価		
評価項目	評価基準	評価点		評価項目	評価基準	評価点
(7)次世代	福島県次世代	0.15 点		(7)次世代	福島県次世代	0.15 点
育成支援	育成支援企業認	(有・0.15		育成支援	育成支援企業認	(有・0.15
	証制度による	無・0)			証制度による	無・0)
	「働く女性応				「働く女性応	
	援」の認証を取				援」 <u>又は子育て</u>	
	得している場合				<u>応援」</u> の認証を	
					取得している場	
					合	

### 11 男女共同参画の推進について

男女がともに働きやすい環境づくりを、より推進する観点から、新たに「会津若松市男女 共同参画推進事業者表彰受賞者」について評価いたします。それに伴い、従前の男女共同参 画の取組の評価については、受賞者以外の事業者への加点とし、配点をこれまでの 1/2 とし ます。

## ▼評価項目及び評価基準

3 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価

改正後

3 11 114		
評価項目	評価基準	評価点
(12)男女共	過去に会津若松	0.15 点
同参画の	市男女共同参画	( <u>有<b>(</b>事</u>
推進	推進事業者表彰	業者表彰
	<u>の受賞実績があ</u>	<u>実績) -</u>
	<u>る場合。又は上</u>	<u>0. 15</u>
	<u>記で得点できな</u>	<u>有(事業</u>
	<b>い場合で、</b> 会津	者の責務
	若松市男女共同	に基づく
	参画推進条例第	<u>取組</u>
	6条(事業者の	<u>み)・</u>
	責務)に基づい	<u>0. 075 点</u>
	た男女共同参画	無・0)
	推進の取組みが	
	ある場合	

#### ▼評価項目及び評価基準

3 企業の地域社会に対する貢献度等に関す る評価

現行

評価項目	評価基準	評価点
(12)男女共	会津若松市男女	0.15 点
同参画の	共同参画推進条	( <u>有・</u>
推進	例第6条(事業	<u>0. 15</u>
	者の責務)に基	無・0)
	づいた男女共同	
	参画推進の取組	
	みがある場合	

#### ▼様式関係記載留意事項

3. 第4号様式(企業の地域社会に対する貢献 度等に関する調書)

項目	記載留意事項
男女共同参	1 加点対象は、会津若松市
画の推進	<u>男女共同参画推進事業者表</u>
	彰の受賞実績が対象となり
	<u>ます。</u>
	2 当該表彰に係る確認のた
	めの提出書類は不要です。
	3 上記で得点できない場合

#### ▼様式関係記載留意事項

3. 第4号様式(企業の地域社会に対する貢献 度等に関する調書)

項目	記載留意事項
男女共同参	会津若松市男女共同参画推進
画の推進	条例第6条(事業者の責務)
	\Z
	基づいた男女共同参画推進の
	取組みがある場合に対象とな
	ります。

- で、会津若松市男女共同参 画推進条例第6条(事業者 の責務)に基づいた男女共 同参画推進の取組みがある 場合に対象となります。
- 4 当該取組みに係る確認の ための提出書類は、取組み 状況が分かる社則等の写し です。